

京都市告示第432号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局南部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成24年3月12日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
市田公園	山科区北花山市田町77番4 山科区北花山市田町82番2	告示の日

(建設局南部みどり管理事務所)